

○指定講習機関の指定等に関する規程の運用について(通達)

(平成 2 年 8 月 29 日岡運免第 293 号警察本部長例規)

改正 平成 4 年 12 月岡運免第 390 号・岡運教第 295

号

平成 9 年 2 月第 71 号

平成 12 年 2 月岡運教第 19 号

平成 15 年 9 月第 121 号

平成 26 年 5 月 29 日岡運免第 207 号

平成 27 年 3 月 25 日岡運免第 136 号

平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号

令和 5 年 2 月 3 日岡運免第 80 号

令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

令和 8 年 8 月 20 日岡運免第 653 号

平成 8 年 8 月岡運免第 466 号

平成 10 年 3 月第 53 号

平成 15 年 1 月第 11 号

平成 18 年 3 月岡務第 68 号

平成 26 年 10 月 27 日岡運免第 383 号

平成 29 年 3 月 8 日岡運免第 99 号

令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号

令和 4 年 6 月 23 日岡運免第 417 号、岡運管第 117 号

令和 5 年 6 月 20 日岡交企第 252 号

令和 7 年 3 月 19 日岡運免第 253 号

各部長・参事官・所属長

この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第 90 号）が制定され、本年 9 月 1 日から施行されることとなった。

この改正は、運転者教育の充実を図ることを目的に行われたもので、初心運転者期間制度及び取消処分者講習制度の新設が柱となっているものである。

これにより、初心運転者期間制度による初心運転者講習（以下「講習」という。）を、公安委員会が指定する指定講習機関（以下「講習機関」という。）に行わせるため、指定講習機関の指定等に関する規程（平成 2 年 8 月 29 日岡山県公安委員会規程第 5 号。以下「規程」という。）が制定されたが、この規程の解釈及び運用は、次のとおりであるので誤りのないようにされたい。

記

第 1 指定講習機関の指定申請手続

規程第 4 条に規定する岡山県警察本部長（以下「本部長」という。）が定める申請の手続は、次のとおりとする。

1 指定申請書の提出

指定講習機関指定申請書（以下「指定申請書」という。）は、2 に規定する書類を添えて公安委員会に提出させるものとする。

2 指定申請書添付書類

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 項に規定するものとし、当該添付書類の概要等は、次に掲げるところによる。

(1) 資産の総額及び資産の種類を記載した書面並びにこれを証する書面

ア 「資産の総額」は、動産、不動産、債権及び債務を含め、正味財産を記載するものとする。

イ 「資産の種類」は、現金預貯金、貸付金、有価証券等の別をいう。

ウ 「資産の種類を記載した書面」は、ア及びイで定めた資産の総額・種類を流動資産、固定資産、負債等の別に分けて作成した書類とする。

エ 「これを証する書面」とは、現金残高実査証明書、預貯金残高証明書、有価証券等預り証明書、勘定元帳、不動産鑑定士による鑑定評価書等をいう。

(2) 講習機関の施設等の総括を記載した書面

講習機関の指定基準の課題数等を総括して記載した指定講習機関施設等一覧表
(様式第1号)

(3) 運転適性指導員（以下「適性指導員」という。）及び運転習熟指導員（以下「習熟指導員」という。）の数を記載した書面

講習業務に携わる者を記載した取消処分者講習従事者名簿(様式第2号)、初心運転者講習従事者名簿(様式第2号の2)、若年運転者講習従事者名簿(様式第2号の3)及び所掌事務を明らかにした事務分掌表(様式第3号)

(4) 講習指導員を選任した書面

運転適性指導員選任(解任)書(様式第4号)及び運転習熟指導員選任(解任)書(様式第4号の2)の写し

(5) 特定講習に使用するコース敷地の面積並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

講習機関の全コースの配置を明らかにした図面

(6) 特定講習に使用する建物その他の設備の状況を明らかにした図面

教室等の配置を明らかにした建物の平面図

(7) 特定講習に使用する自動車又は一般原動機付自転車の種類及び数を記載した書面
講習車両一覧表(様式第5号)

(8) 特定講習の細目、時間、方法等を定めた講習計画書

講習細目、講習の受付・実施時間割、演習のコース図(所内・路上)講習の方法、教材等を記載した講習計画書

(9) その他参考となる書面

3 変更の届出

規程第6条に規定する変更の届出は、変更に係る書類を添えて提出するものとする。

第2 養成教養及び資格審査

1 適性指導員の資格審査

運転免許課長は、規程第9条に規定する適性指導員に係る資格審査を次により実施するものとする。

(1) 審査の対象

資格審査は、講習の内容の専門性に鑑み、原則として次のいずれかに該当する者を対象とする。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、取消処分者講習又は若年運転者講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算 3 年以上で、従事した期間から 5 年を経過していない者に限る。）

イ 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算 5 年以上で、従事した期間から 5 年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者

ウ 運転適性指導について、ア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者

(2) 審査の申請

適性指導員資格の資格審査申請は、運転適性指導員・運転習熟指導員資格審査申請書（様式第 6 号。以下「資格審査申請書」という。）を運転免許課長に提出して行うものとする。

(3) 審査の方法

書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。

ア 書面審査

書面により、審査対象としての適格性について、講習指導員として従事した経験等の審査を行う。

イ 実技審査

実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーターの操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

ウ 面接審査

面接により、人格及び識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

2 習熟指導員の養成教養及び資格審査

運転免許課長は、規程第 8 条に規定する養成教養及び規程第 9 条に規定する習熟指導員に係る資格審査を次により実施する。

(1) 養成教養

運転免許課長は、習熟指導員養成教養（以下「養成教養」という。）の年間計画を策定し、次により実施するものとする。

ア 養成教養は、運転習熟指導員養成教養の科目及び時間の基準（別表第 1）に基づいて行うこと。

イ 養成教養は、7 日間集中して行う必要はなく、審査の日までに所定の教養科目を修了することができる計画とすること。

ウ 教養種目のうち、「基礎理論」については、四輪と二輪（原付免許を含む。）の講習従事候補者を合同で教養することができるものとする。ただし、教養種目「実技」については、それぞれ別個に教養を行うこと。

エ 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者は、教養科目「運転適性検査実施要領」の14時間については、4時間（「初心運転者用運転適性検査 90—3」の教養）として差し支えないものとする。

(2) 審査の申請

ア 習熟指導員資格の資格審査申請は、資格審査申請書を運転免許課長に提出して行うものとする。

イ 審査の申請は、管理者を通じて行うものとする。

ウ 資格審査申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(ア) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証の写し

(イ) 運転免許証の写し又は個人番号をマスキングした免許情報記録個人番号カードの写し

(ウ) 経歴書(様式第7号)

(3) 審査の実施

ア 運転習熟指導員審査基準(別表第2)の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

イ 学科試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあっては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあっては、おおむね20問・40分、論文式にあっては60分とする。

なお、審査は、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式の併合の方法によって行うことができるものとする。

(4) 審査の免除

ア 審査を受けようとする者が、習熟指導員資格審査におけるいずれかの区分の審査に合格している場合は、審査項目「運転習熟指導についての知識」を免除するものとする。

イ 審査を受けようとする者が、過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、「合格に係る審査細目」を免除するものとする。

3 他都道府県の資格取得者

他の都道府県の資格審査に合格した者が転入した場合は、書類又は面接によって資格要件の確認を行い、その資格を認めるものとする。

4 指導員に対する教養

運転免許課長は、規程第13条の規定により行う研修又は教養を各講習機関においても随時行うよう指導するものとする。

第3 講習機関の業務

1 講習業務規程の制定に関する留意事項

(1) 規則第10条第1号の「特定講習を行う時間及び休日に関する事項」については、講習の実施日、開始・終了の時間及び休日を明らかにしておくものとする。

(2) 規則第10条第3号の「手数料の収納に関する事項」については、講習手数料の徴収方法及びこれらの金銭の保管及び管理の方法を具体的に定めるものとする。

また、初心運転者講習に係る通知手数料は通知手数料納付書(様式第8号)により、若年運転者講習に係る通知手数料は通知手数料納付書(様式第9号)により、講習受付時に必要事項の記載を求め、手数料とともに提出を受けるものとする。講習機関においては、手数料を徴収した後、速やかに運転免許課長に送付するものとする。

(3) 規則第10条第5号の「特定講習指導員の選任及び解任に関する事項」については、適性指導員及び習熟指導員の選任及び解任の手續に関する事項等を定めるものとする。

(4) 規則第10条第8号の「その他特定講習の実施に関し必要な事項」については、適性指導員及び習熟指導員等の勤務時間割及び講習受講申込みの受理手續に関する事項並びに秘密の保持に関する事項を定めるものとする。

2 業務の明確化

講習機関は、講習業務に係る経理等の状況を明らかにするため、会計業務の明確化業務関係の簿冊を他の業務と区分して備え付けて、収支決算を明確にしておかなければならない。

3 講習機関の組織

(1) 講習機関は、講習の業務に従事する者及び事務分掌を明確にしておくものとする。

(2) 規程第24条第3項に定める適正指導員の選任又は解任については運転適性指導員選任(解任)書を、習熟指導員の選任又は解任については運転習熟指導員選任(解任)書を、管理者が交付することにより行うものとする。

(3) 適性指導員及び習熟指導員の選任又は解任を行った場合は、その旨を書面で報告させるものとする。

第4 講習の休廃止

講習機関が講習を休止又は廃止しようとするときは、運転免許課長は、その理由を明らかにさせ、おおむね1月前までに規程第25条に規定する申請書を提出させるものとする。

第5 検査及び報告

1 検査

規程第28条に規定する検査は、次に掲げるものに留意し、運転免許課長が定期又は随時に行うものとする。

(1) 定期に行う検査は、あらかじめ日時を指定して業務全般にわたって行うものとする。

(2) 随時に行う検査は、講習の立会、帳簿等の点検、指導員に対する教養結果の確認等の方法によって適宜行うものとする。

(3) 検査に当たっては、講習機関に必要な報告及び資料の提出を求めることができるものとする。

(4) 検査の結果、講習の内容等に適切でないものが認められたときは、必要な指導を行うものとする。

2 報告

規程第 29 条第 2 項の報告に必要な書類及び報告期限は次のとおりとする。

(1) 定期報告

運転免許課長は、講習機関に対し、事業結果を毎事業年度終了後 3 月以内に事業報告書及び収支決算書により提出させるものとする。

(2) 随時報告

運転免許課長は、講習機関において紛議事案又は特異事案が発生した場合は、速やかに発生した事案に係る報告を行わせるものとする。

第 6 文書の保存

1 文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
運転適性指導員・運転習熟指導員資格審査申請書	運転免許課	1 年
通知手数料納付書	運転免許課	5 年

2 資格審査申請書に添付する書類は、資格審査申請書の保存期間に準じて保存するものとする。

別表第 1

運転習熟指導員養成教養の科目及び時間の基準

教養 種目	教養科目	教養内容	時間	
基礎 理論	1 初心運転者講習の 目的と必要性 (1) 安全運転意識の 向上 (2) 新たな心構え	ア 安全マインドを身につけ、ドライバーとしての社会的責任を自覚し、誰からも期待される良き交通社会人とならねばならないことを意識付けるための指導要領を修得する。 イ 講習の成果を今後の運転に活かす決意と、自己の運転能力を正しく認識し、自ら改善することを心掛けるような意識を持たせるための指導要領を修得する。	2	14
	2 初心運転者の特性	運転に必要な知識・技能が十分に定着していないために発生する初心運転者の交通事故実態や、初心運転者期間内に交通違反や交通事故を起こした者は、その後も交通事故を起こしやすい傾向にあるなど初心運転者の特性に関する知識を修得する。	2	
	3 教育心理学	講習を通じて得た知識・技能を自己の行動母型として内在化し、身につけ、それが日常の運転行動にでるほど影響の大きい講習とするため、受講者心理を踏まえた教授方法に関する基礎的知識を修得する。	2	
	4 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界及びタイヤ、ブレーキの性能等、車両システム原理・限界等を正しく理解し、安全運転のための自動車工学に関する基礎的知識を修得する。	2	
	5 集団討論議法	道路交通の場における危険場面を設定しての集団討論の実施要領、展開の仕方及び指導要領を修得する。	2	
	6 道路交通の場における危険場面の設定要領及び指導助言技術等の実習	初心運転者が実際の道路交通の場で起こしうる危険場面の設定要領及びその場に潜んでいる危険の抽出、対応要領等について適切に助言できる技術を修得する。	4	
	7 運転適性検査実施要領 (1) 基礎講座 (2) 応用講座	ア 運転適性検査の実施、実施上の注意事項、検査粗点の算出、適性判定値算出及び性能別判定値の算出等の要領を修得する。 イ 適性診断票の作成、適性診断票の読み方、適性診断票による指導助言要領を修得する。	7 7	14
実技	1 所内コースにおける運転技能の補正及び指導要領	初心運転者の特性を踏まえた課題の設定・観察要領及び不適切な運転行動に対する指導要領を修得する。	9	21
	2 所内コースにおける危険予知・危険判	危険予知・危険判断の課題の設定要領、情報のとり方の指導要領及び緊急制動・緊急回避についての技能及び指導要領を修得する。	3	

	断の实地訓練及び指導要領			
	3 路上における運転行動の観察及び指導要領	路上における課題の設定・観察要領、交通法令遵守の指導要領、運転態度・マナーの指導要領及び交通情報の把握と的確な判断・処理等についての指導要領を修得する。	9	
教養時間合計 49 時間 (7 日間)				

別表第 2

運転習熟指導員審査基準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知(制御)能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90%以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行(自動二輪車)の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90%以上の成績であること。
	2 集団討論議法に関する知識	集団討議の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬(シミュレーション)し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度(安全マインド)を身に付けさせる指導能力及び運転中における心配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	

様式第 1 号

指定講習機関施設等一覧表

[別紙参照]

様式第 2 号

取消処分者講習従事者名簿

[別紙参照]

様式第 2 号の 2

初心運転者講習従事者名簿

[別紙参照]

様式第 2 号の 3

若年運転者講習従事者名簿

[別紙参照]

様式第 3 号

事務分掌表

[別紙参照]

様式第 4 号

運転適性指導員選任(解任)書

[別紙参照]

様式第 4 号の 2

運転習熟指導員選任(解任)書

[別紙参照]

様式第 5 号

講習車両一覧表

[別紙参照]

様式第 6 号

運転適性指導員・運転習熟指導員資格審査申請書

[別紙参照]

様式第 7 号

経歴書

[別紙参照]

様式第 8 号

通知手数料納付書
〔別紙参照〕

様式第 9 号

通知手数料納付書
〔別紙参照〕